

とものつくろう みんなの夢大地

さらべつ議会

令和2年2月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

171



中学生が議会を傍聴

12月13日第4回定例会2日目において更別中央中学校3年生30名が社会科公民の授業の一環として議会を傍聴しました。

議会日誌

12

質問

4人の議員が4項目について

一般質問

6

審議結果

5

第1回臨時会

4

鳥獣被害対策実施隊設置条例
制定、会計年度任用職員条例
制定を可決

第4回定例会

2

第4回定例会

鳥獣被害対策実施隊設置条例制定

会計年度任用職員条例制定を可決

第4回定例会は、12月11日から17日までの7日間の会期で行われました。開会日の11日は、専決処分の承認2件、条例の制定2件、条例の改正14件、動産の買入について審議され、条例の制定2件が常任委員会に付託されました。

13日には、常任委員会に付託された案件2件、条例の改正3件、一般会計ほか5特別会計補正予算が審議されました。

最終日の16日には、追加で提案された財産の取得及び一般会計補正予算、意見書案が審議されました。

また、4人の議員が4項目について一般質問を行い、村長の見解を質しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残し、閉会しました。

専決処分の承認

▼一般会計補正予算（第5号）

の専決処分の承認

更別浄化センターの曝気装置の修繕の財源として繰出しを公共下水道事業特別会計へ行う必要があり、専決処分により緊急に予算を補正したことから、議会の承認を求めるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認

更別浄化センターの曝気装置の修繕を早急に行う必要があり、専決処分により緊急に

予算を補正したことから、議会の承認を求めるものです。

条例の制定

▼会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般非常勤職員として規定された会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものです。

▼鳥獣被害対策実施隊設置条例制定

鳥獣による農林業等の被害

防止のため、鳥獣被害対策実施隊の任務、組織、出動、及び解任に関する事項について定めるものです。

条例の改正

▼地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定

消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、施設利用者の負担の適正化を図るため各公共施設の使用料を改めるものです。

▼印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定

印鑑の登録を受けることができないう者である成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるなど関係する条文を改めるものです。

▼地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例の条文を改めるものです。

▼職員の分限に関する手続及

び効果に関する条例の一部を改正する条例制定

地方公務員法第16条第1項に規定する職員の欠格事項より、成年被後見人または被保佐人の規定が削除されたことに伴い関係条文を改めるなどの改正を行うものです。

▼議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

議会議員の期末手当について報酬月額に乗ずる割合を国家公務員の取扱いに準じて100分の445から100分の450に改めるものです。

▼特別職の職員で常勤ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

特別職の期末手当について給料月額に乗ずる割合を国家公務員の取扱いに準じて100分の445から100分の450に改めるものです。

▼更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

職員の勤勉手当の総額の限度額を算出するために勤勉手当基礎額に乗ずる割合を100分の95から100分の97・

5に改めるとともに給料表を国家公務員俸給表のとおり改めるなどの改正を行うものです。

▼更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定

延長保育料及び特別保育料をそれぞれ「1時間100円」に改正するなど関係する条文を改めるものです。

▼福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定

消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、施設利用者の負担の適正化を図るため施設使用料の改正を行うなど関係する条文を改めるものです。

▼災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い関連する条文を改めるものです。

▼乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定

助成の対象から控除していた基本利用料を廃止し、子育て世代への支援を拡充するため、助成の範囲を改めるものです。

▼子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定

助成の対象から控除していた基本利用料を廃止し、子育て世代への支援を拡充するため、助成の範囲を改めるものです。

▼重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定

重度心身障害者、ひとり親世帯の負担を軽減するため、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの受給者に対し、助成の対象から控除していた基本利用料の規定を削除し、助成の範囲を改めるものです。

▼廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定

消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、受益者の負担の適正化を図るためし尿処理手数料を改めるものです。

▼更別村営牧場設置条例の一部を改正する条例制定

消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、村営牧場利用者の負担の適正化を図るため当歳馬以外の使用料を改めるなど関係する条文を改めるものです。

▼更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定

現在の村有林の管理方法に即した規定とするため、巡視人の設置規定を削除するなど関連する条文を改めるものです。

▼公共下水道条例等の一部を改正する条例制定

消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、公共下水道等利用者の負担の適正化を図るため使用料等を改めるなど関係する条文を改めるものです。

▼廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定

消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、受益者の負担の適正化を図るためし尿処理手数料を改めるものです。

動産の買入

▼国民健康保険診療所デジタルX線撮影システム一式買入

予定価格700万円以上の動産の買入に関し、議会の議決を必要とするものです。
契約額は1千477万3千円です。

財産の取得

▼居住用地取得

予定価格700万円以上、5,000㎡以上の不動産の買入に関し、議会の議決を必要とするものです。
契約額は1千35万5千82円です。

補正予算

▼一般会計補正予算(第6号)

主には、長期債の繰上償還元金の増額と執行残(事務事業を終えた後の残金)の処理で、9千1万円の追加補正を行い48億4千999万7千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

「事業勘定」
主には、療養諸費の増額で、1千804万3千円の追加補正を行い、総額5億5千83万5千円となるものです。

「診療施設勘定」

主には、職員給料等の増額で、32万円の追加補正を行い、総額3億2千135万9千円となるものです。

▼後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

主には、後期高齢者医療広域連合納付金の減額で、131万7千円の減額補正を行い5千649万3千円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

「事業勘定」

主には、介護予防・生活支援サービス事業費の増額で、80万7千円の追加補正を行い、総額3億6千401万6千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

主には、職員給料等の増額で、3万6千円の追加補正を行い2億4千833万7千円

となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補

正予算(第4号)

主には、職員手当等の減額で、3万7千円の減額補正を行い2億7千309万2千円となるものです。

▼一般会計補正予算(第7号)

主には、光ケーブル移設工事費の増額で、166万円の追加補正を行い48億5千165万7千円となるものです。



第1回臨時会

第1回臨時会が、1月20日に行われました。提案された議案は可決されました。

▼過疎地域自立促進市町村計画変更

過疎地域集落再編整備・生涯活躍のまち構想宅地整備事業の実施及びソフト事業の追

加に伴い計画を変更するものです。

▼一般会計補正予算(第8号)

主には、小学校校舍修繕費の増額で、333万4千円の追加補正を行い48億5千499万1千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

「診療施設勘定」

主には、医薬品購入経費の増額で、120万円の追加補正を行い、総額3億2千255万9千円となるものです。

意見書

国に対して意見書を提出しました

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した、森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。国に対し、林業・木材産業の振興などを図るため、森林整備事業等の財源を十分かつ安定的に確保し、支援措置の充実・強化を求めるものです。

(提出者) 松橋昌和

(賛成者) 遠藤久雄、上田幸彦、小谷文子、太田綱基

安村敏博、織田忠司

議会に請願・陳情される方へ

請願・陳情とは、国や道・市町村に対し希望や要望をすることです。

請願(陳情)書が議会に提出されると、議会ではこれを審査し、定例議会で採択・不採択を決定します。

採択したものは、関係する行政機関(国・道など)に意見書等で送付し、村民の声を反映させることになります。

※請願・陳情の仕方

1 請願(陳情)書には件名・要旨及び要望事項を記載して下さい。

2 提出年月日・請願(陳情)者の住所・氏名を記載し、押印して下さい。

3 請願書には必ず1名以上の紹介議員が必要で、表紙に署名または記名・押印して下さい。ただし、陳情書には紹介議員は必要ありません。

4 道路・河川など場所に関するものについては、案内図や略図等を添付して下さい。

5 請願・陳情はいつでも受付けていますが、事務処理の都合がありますので、定例議会開会月の前月20日までに提出して下さい。

6 その他不明な点については、議会事務局にお問い合わせ下さい。

TEL 52-2117

(表 紙)

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に
関する請願(陳情)書

紹介議員(陳情は必要なし)

〇〇〇〇〇 印

請願(陳情)者(代表)

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇 印

更別村議会議長 〇〇〇〇〇 様

(本 文)

要 旨

.....

.....

要望事項

.....

.....

.....

第4回定例会 審議した議案と各議員の賛否

※ 高木修一議長は採決には加わりません。

種 類	件 名	遠藤久雄	上田幸彦	小谷文子	松橋昌和	太田綱基	安村敏博	織田忠司	審議結果
承認	令和元年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件	○	○	○	○	○	○	○	承認議決
	令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件	○	○	○	○	○	○	○	承認議決
議 案	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	更別村営牧場設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	動産の買入の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度一般会計補正予算（第6号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	財産の取得の件（居住用地）	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度一般会計補正予算（第7号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

第1回臨時会 審議した議案と各議員の賛否

※ 高木修一議長は採決には加わりません。

種 類	件 名	遠藤久雄	上田幸彦	小谷文子	松橋昌和	太田綱基	安村敏博	織田忠司	審議結果
議 案	過疎地域自立促進市町村計画変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度一般会計補正予算（第8号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決



一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質 問 事 項	質問議員
7	日米貿易協定による農畜産物への影響額と村執行予算への影響について	安 村 敏 博
8	更別村国民健康保険診療所における看護のあり方について	小 谷 文 子
9	防犯カメラによる安全で住み良い村づくり	太 田 綱 基
10	自立支援協議会の現状と今後のあり方について	遠 藤 久 雄

日米貿易協定による農畜産物への影響額と村執行予算への影響について

長——今後、必要な請活動、経営安定化対策の検討を行い、併せて健全な財政運営に取り組む



安村議員

安村議員 平成30年3月議会

において、環太平洋連携協定（TPP11）と日欧州（EU）との経済連携協定（EPA）での主要農畜産物への生産影響額につきまして6億円から7億1千万円との推測減産額を回答されましたが、今般日米貿易協定の発効が来年1月に迫るなか、更別村の主要農畜産物、小麦・砂糖・牛肉・生乳乳製品に対する生産影響額は更に倍増する品目もあり、地域経済の存亡が危惧されます。

国は、経済安定対策をしつかり図るとしてはいますが、来年度の経営安定交付金単価において改訂を図るなど、まだまだ交付金制度自体が不明

確であり、農業経営継続への不安要因が考えられます。

それら動向を勘案しますと、更別村の今後の行政執行における財政面から、平成30年度決算報告、自主財源28.8パーセント、うち村税比率が46パーセントあり、村税の減少など様々な面での影響が懸念されます。加えて、行政執行における今後の影響として公共施設生活基盤や社会保障対策など多岐における影響が懸念され、第6期更別村総合計画の見直しの必要性も生ずる可能性にあります。基幹産業である農業情勢の現状を鑑み、農畜産物価格低迷は本村の死活問題でもあります。現状認識と諸対策についての見解を求めたいと思います。

①今般、日米貿易協定に基づく発効が来年1月に迫るなか、更別農業への影響につき見解を求めたい。
②日米貿易協定による道試算として示された農林水産物の

生産減少額では、小麦・砂糖・牛肉・牛乳乳製品への影響額が大きく、更別農業の屋台骨を支える主要品目がいずれも該当する事から、農業支援諸対策につき所見を求めたい。
③今後の村執行事業年度予算の構築にあたり、農畜産物価格の低迷による自主財源確保への影響は少なからず生ずると思われる。対策への認識につき所見を求めたい。

村長 ご質問の1点目についてですが、北海道の試算を踏まえて平成29年の生産額を基に試算した本村における影響額は日米貿易協定・TPP11・日欧EPAをあわせまして5億6千万円から7億2千万円と推測されますが、試算に用いる数値は全国ベースのもので、概算での見込みに留まるものでございます。

2点目のご質問ですが、ご指摘のとおり影響の大きい品目は、小麦、砂糖、牛肉、牛

乳乳製品と本村の主要品目であり、先に述べました試算額もこの4品目に係るものであります。TPP11を考慮した本村の影響額の内訳は、小麦8千5百万円、てん菜1億4千万円、牛肉9千万円から1億8千万円、牛乳乳製品1億1千万円から1億7千万円となっております。

国では、12月5日に総合的なTPP等関連政策大綱の改定を行い、意欲的な生産者とその創意工夫を最大限発揮できるように配慮しつつ、経営安定・安定供給へ備えた措置を講ずることにより、安心して経営に取り組めるようにするとし、本年度において約3、250億円の補正予算が措置されるところですが、一方で2020年度からの畑作物の直接支払交付金の交付単価引き下げ等が公表されており、日本の食糧生産基地である北海道、十勝の農業を守るため、農業関係団体とも協力しながら所要の要請活動等にも積極的に参画してまいりたいと考えております。また、本村の農業を安定的に持続させるため、後継者の方々が希望を持

って継承できるよう農地基盤整備、畜産クラスター事業、スマート農業の推進などの対策を継続するほか、所得動向を注視し、必要な経営安定化対策を検討してまいりたいと考えております。

3点目のご質問についてですが、税収が減少すると、村の財政が影響を受けることも考えられますが、減少額の一部については普通交付税に反映されるものと思われます。しかしながら、労働力人口の減少など、村民税は伸び悩みや減少が考えられ、また、地方交付税も減少傾向にあり、本村財政を取り巻く環境は年々厳しくなっております。

不足する財源の確保に努め、基金の適切な活用などにより第6期総合計画に基づく基本計画を停滞させることのないよう対処するとともに、引き続き、健全で持続可能な財政運営を維持するため、常に歳入歳出の見直しに取り組み、総合計画のまちづくりテーマを実現するよう全力を尽くしたいと考えております。

更別村国民健康保険診療所における看護のあり方について

長——看護師の増員は難しいが、今後のまちづくりに向け、職員の配置を慎重に検討する



小谷議員

小谷議員 初めに私達の「より所」診療所ホームページには、医師は、総合診療科（家庭医療科）を専門とし、赤ん坊から高齢の方まで皆様の日常的な「かかりつけ医」としてあらゆる健康問題のご相談に乗りますとあり、外来もの忘れ相談外来・禁煙外来、入院診療・訪問診療そして急な病気もケガも時間外・休診であっても診察に応じて下さる、これは正に住民はもとより他町村からも「家庭医」として注目されているあらわれと、感ずる所でございます。

歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。とございます。又医師・看護師・薬剤師等最低限配置しなければならぬ人数の規制が病院はある様ですが、診療所は管理者たる医師1名のほかは、特に人数の基準はないとの事。以上の事を踏まえまして、今回は診療所の入院における看護のあり方について質問をさせて頂きます。

今年3月の定例会では、平成30年度診療所入院患者が1日平均6人未満との話がございました。病床数17床＋2床の救急患者用とで19床とお答えもあつたかと存じます。

さて、医師より入院が必要と判断された場合、時には「家族の付添い」が有ります。特に夜間は必要最小限（看護師1名・補助員1名）の職員体制。一方で同じく夜間救急受け入

れも行っているため、患者の

「見守り・安全確保」が難しくなるケースがあり、入院時に「見守りのお手伝い」を目的としてご家族に付添いをお願いしているとの内容であります。誰もが家族を案じ付添いを快諾するものと考えますが、しかし状況によっては無理な場合も出て参ります。そこでお願い致します。診療所の夜間体制で看護師増員等改善策は如何お考えでしょうか。

村長、更別村での地域医療・家庭医療の素晴らしさが住民目線も取り入れた中で、医師や看護師の皆様にとっても働き易く今以上に互いに寄り添える充実の診療所である様、率直なお答えをお願い申し上げます。

村長 現在診療所では、医師4名、作業療法士1名を北海道家庭医療学センターとの業務提携により派遣を受け配置し、村の職員として正看

護師6名、准看護師3名、看護補助員8名を雇用して診療体制を構築しています。

入院関係では、病床19床を確保し、近隣の高度・専門医療を提供する医療機関と連携する中で、救急患者の初期対応や比較的症状が軽い患者に対する入院医療等の急性期医療を担いつつ、高度・専門医療を提供する医療機関を退院した患者が、地域生活に戻る前の回復期の病床としての役割や退院後の生活準備を補助する役目も担っています。

看護師の勤務体制については、平日は4名・5名、休日は2名、夜間1名での体制とし、看護補助員の勤務体制は、平日・休日ともに日中は3名、夜間1名での体制としています。

夜間も時間外診療で急患を受け入れており、その場合は医師と看護師で診察し、看護補助員1名のみで入院患者の安全を確保しています。

入院患者における様子は様々であり、現状の看護師と看護補助員の勤務体制等を考慮し、入院患者を安全に看護するという環境を整えていくために、平均で3日程度、ご家族の付

き添いをお願いする場合が多くなっています。

看護師を増員して夜間2名での診療体制をとれば、すべてとは言えませんがおおむねご家族の付き添いについてはなくしても看護体制を維持できると考えますが、1名あたりが担う夜勤回数を考えると、3名以上の増員を検討しなければなりません。

ご存じのとおり、診療所の収支については、不足分を、一般会計からの繰入金で補填しています。

これらのことを鑑みて、今後の村づくりにおいては、村民と行政が一体となり、さらに協働のまちづくりを進めていくことが必要であると考えています。

現状において、看護師を増員するということは言えませんが、今後も医療を含めた安心・安全・快適な生活環境を整え、住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていく中で、職員の配置についても慎重に検討してまいりたいと考えています。

防犯カメラによる安全で住み良い村づくり

長——安全・安心な生活への体制づくりには力を入れ、必要に応じて設置を関係機関と検討する



太田議員

際の早期発見と事後検証の材料として原因の解明、解決に向けて役立たせる事ができ、カメラの設置は有効な手段だと思っています。

また環境美化に対しても抑止に繋げる事ができます。

太田議員 インターネットによる利便性が向上する一方、SNSによる犯罪が増え、面識のない人との接点から犯罪に巻き込まれる事件が起きた事は記憶に新しいですが、時代の変化と共に、犯罪は複雑化し、犯罪の少ない更別村も他人事とは考えず捉えていかねければなりません。

2019年、認知症による徘徊での行方不明者は日本全国で17,000人にも上っています。核家族化や高齢化が進む中での社会問題で本村もその対策が求められてくると思います。

防犯カメラは安全対策として一般的になっており、犯罪や事件などトラブルが起きた

題などもあると思いますが更別村として安心安全な村づくり、環境の美しい誇れる村づくりには必要な事と考えますがどのような考えをお持ちでしょうか。

本年、更別中央中学校の生徒が地域のゴミ拾いをした様子が、中学校だよりの記事になっていました。中学生は、更別のため、地域のためにゴミ拾いを生徒会が主催で企画し、実行してくれたことには頭が下がる思いになったと同時に、更別村に一部の心無い人が捨てるゴミに残念な気持ちになりました。

窃盗や盗難などの対策、インターネットによる犯罪の安全上、認知症の方の徘徊、交通安全、環境美化など、防犯カメラは犯罪行為の証拠や抑止に繋がる事で設置する意義はあるものと考えております。防犯カメラの設置に対し、コスト面やプライバシーの問

村長 防犯カメラ設置の

目的は、第一に、監視していることを示し心理的に犯罪を抑制すること、第二に犯罪や異常の発生を早期に発見し報知すること、第三に記録を撮ることにより犯罪発生時の参考とすることとされており、目的によって設置個所の考え方が異なることや、一定の数が設置されないと効果が少ないなどの課題もありますし、プライバシーなどの問題から、取り扱いに関する課題もあります。

さて、村としての防犯などの取り組みとしましては、住民の安全で安心な生活を送ることが出来る村づくりを推進することを目的として設置さ

れております「更別村生活安全推進協議会」において、関係機関と住民がともに交通安全、防犯に関する生活安全運動を展開する一環として、救済を求めてきた子供を一時的に保護する子ども110番の家や高齢者向けチラシの配布などの防犯意識の啓蒙・啓発や必要に応じて防犯巡回指導などを実施しております。

認知症による徘徊者への対策としましては、徘徊高齢者等家族支援事業で高齢者が徘徊した場合に、介護する家族が直接、電話等により所在を検索し、居場所を確認することが出来る携帯型電波発信器の貸出しを実施し、十勝高齢者等SNSネットワーク事業にも参加し徘徊高齢者等が行方不明になった場合の早期発見、保護できるよう地域の協力を得て関係機関及び協力機関の支援体制を構築し、高齢者等の生命及び身体の安全並びに家族等への支援を図っているところであります。

環境美化の取り組みとしましては、住民と行政が力を合わせて清潔で美しい村づくりと潤いと安らぎのある景観づくりを行い、快適で生活環境の保全に寄与することを目的として設置されております「更別村環境美化推進協議会」などにおいて、クリーン作戦や現場パトロールなどの環境美化運動を行っており、重点対策の必要な箇所には、ポイ捨て禁止看板等の設置も実施しているところです。

また、議員ご指摘の中学校・高校によるボランティア活動としてごみの収集等も担っていただいております。

防犯カメラの設置につきましては、予防策が重要と考えられることから、住民の安全で安心な生活を送ることが出来る体制づくりに力を入れていきたいと考えております。

ただ、昨今の子供たちを取り巻く、あるいは社会の中の潜在的な危険あるいは突発的な事故・事件等が頻繁に発生する中においては、設置を検討する必要性もあると認識していますので、関係機関と調整しながら随時検討を行っていきたいと思っております。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

自立支援協議会の現状と今後のあり方について

長——構成員の選出、任期の設定等を今後検討する



遠藤議員

遠藤議員 更別村では、平成30年3月に、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、第4期いきいきふれあい計画を策定しました。この計画は障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現を目指し、障がいのある人が社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障害者が安心して暮らせる社会づくり」を目標とするもので、具体的には次の3つの施策をあげている。

1. 地域生活の支援体制の充実（生活支援、保健・医療）

2. 自立と社会参加の促進（療育・教育、就労支援・社会参加）

3. バリアフリー社会の実現（権利擁護・生活環境）

こうした事柄につき協議する中核的役割を果たすのが自立支援協議会であると考えます。（自立支援協議会設置要綱第1条・目的）

以上の事から次の質問要旨Ⅰ～Ⅳにつき村長の見解を求めます。

Ⅰ 所掌事務に関して

1. 困難事例の対応件数（直近5年）について。

2. ネットワーク構築の実績について。

3. 社会資源開発の実績について。

Ⅱ 構成員に関して

1. 要綱の定めどおりで良いと考えているのか。

2. 任期の定め、及び委嘱状の交付が必要ではないか。

Ⅲ 運営に関して

1. 会長は委員の互選で決

めるべきではないか。

2. 定期的に開催されていない理由は何か。

Ⅳ 専門部会の設置について

1. 設置しない理由は何か

村長 議員のご質問のⅠ番目は自立支援協議会設置要綱第2条に掲げる所掌事項に

関してのご質問であると思われませんが、

Ⅰの1直近5年の困難事例の対応件数については、困難事例として相談された実績がないため対応したものはございません。ただ、関係機関からの事例として2件の個別ケースにつき議題として検討したことはございます。

Ⅰの2のネットワーク構築の実績ですが、当初の構成員から居宅相談支援事業所として包括支援センターや役場の子育て応援課や教育委員会、任意団体を構成員に加え、広がりを持たせてきたり、就労継続支援B型のクローバーの

事業所設立の前段階でも事業の説明をいただくなどを行ってまいりました。

Ⅰの社会資源開発の実績については、本村になかった就労継続支援事業所の開設の際に、建設費の国庫補助の減少分を補填する等の対策を村で実施しており、建設前に自立支援協議会で事業内容の説明などをしております。

Ⅱの構成員等についてですが、南十勝の他町村と比較してもほぼ同じではないかと考えておりますが、委員の任期等については定める必要性があると考えておりますが、構成員の選出団体を定め、その長若しくは代表者を推薦いただくことにより構成員とすることも検討しなくてはならないと考えております。

Ⅲの運営に関しては、現在の要綱では会長は保健福祉課長となっておりますが、委員による互選が適当であろうと考えますし、保健福祉課及び役場関係各課も関係機関として事務局を構成するのが妥当と考えております。

定期的に開催されていないとのことですが、毎年定期的

に開催しておりましたが、平成30年度は国保関係部門の計画策定等の補助等、職員の仕事多忙により開催できなかったのですが、この件は決してこういう事が理由で開催できないということにはないと思います大変申し訳なく思っており、本年は年度末までに開催するよう指示しております。

Ⅳの専門部会設置に関してですが、設置要綱第5条に必要に応じて専門部会を設けることができるとの規定があります、Ⅰでの回答のとおり困難事例等の相談がなかったこと等により部会の設置は行っておりませんが、他の協議会等を見ると部会についても積極的に設定しておりますので、必要に応じて設置することも必要ではないかと考えております。

更別村議会

議会報告会

更別村議会では、開かれた議会を目指し、村民の皆様に直接議会の活動状況について知っていただき、同時に村政や議会運営、議員活動に対する貴重なご意見などをお聴かせいただくため、議会報告会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。



日 時

2/17 (月) 午後6時から



会 場

さらべつ街なか交流館ma・na・ca



内 容

●議会報告（平成31年（令和元年）における議会活動など）

●村政や村議会に関する意見交換

申込みは不要です。皆様の「声」をお聴かせください。お待ちしております。



主催：更別村議会 お問い合わせ：議会事務局 52-2117

3月定例会（予定）

3月10日開会

議会は公開しています。
いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付票に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

.....

問合せ先 議会事務局 ☎52-2117



議会議員と
懇談
しませんか？

議会では、村政全般にわたって村内の団体等と意見交換を行うため、議会懇談会を開催しています。

皆さんからいただく貴重なご意見は、議員活動の参考とさせていただきます。

議会事務局までお気軽にご連絡ください。

議会事務局（TEL 52-2117）

議会日誌

11月		12月	
3日	更別村文化賞・スポーツ賞等表彰式に議長出席	3日	広尾町議会議員等研修会に議長出席
6日	全員協議会	4日	議会運営委員会
9日	上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席	11月16日	第4回議会定例会
10日	更別小学校学習発表会に議長出席	17日	農業関連共励会受賞祝賀会に議長出席
12日	十勝町村議会議長会懇談会に議長出席	6日	更別消防団出初式に議長出席
12日	十勝町村議会議長会懇談会に議長出席	7日	十勝毎日新聞社グループ年賀会に議長出席
12日	13日 全国町村議会議長全国大会に議長出席	12日	更別村成人式に議長出席
17日	更別幼稚園保育発表会に議長出席	20日	議会運営委員会
19日	議会懇談会	20日	第1回議会臨時会
24日	ふれあい広場2019さらべつに議長出席	20日	村づくり懇談会に全議員出席
26日	全員協議会	22日	自衛隊協力団体新年交礼会に議長出席
26日	教育懇談会に産業文教常任委員出席	24日	議会運営委員会（広報）
28日	2村議会議員交流会に全議員出席	24日	全員協議会
29日	十勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会、とかち広	27日	市町村行政懇談会及び市町村新年交礼会に議長出席
		30日	商工業永年勤続優良従業員表彰式並びに新就業者歓迎会に副議長出席

編集後記

▼平成から令和の時代となり、過去最高の農畜産物の生産高の発表。2020東京オリンピックへの活況、十勝は「なつぞら」効果と昨年はいい事づくめの一年でした。

▼現実には、勤労世帯の減少、社会保障費の増加で、消費税の増税、高齢者医療費負担増の決定、2040年には、更別も高齢者人口がピークです。

▼少子高齢化問題は、目の前です。「なつぞら」で馬耕の開拓から、50年で無人トラクターの時代へ、幾多の先人達が鋤を振るい、作り上げた更別の豊穡の大地は、次の世代に引き継がなければなりません。

▼マスコミ受けする話題が多い中、私達議会も、村民の皆様が更別で安心して生活できる身近な課題、環境作りに努力します。

(松橋委員 記)